

事務連絡

平成23年4月19日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

次期労災行政情報管理システム稼働直後の特例的な取扱いについて

労災保険給付に係る各種請求書については、当該請求書を受け付けた当日又は翌日に必ず入力することとされているところです。

しかしながら、次期労災行政情報管理システム稼働に伴い、稼働日の平成23年5月9日から5月16日までの間、休業（補償）給付支給請求書等を除く請求書については、平成23年4月19日付け基労保発0419第1号「次期労災行政情報管理システムの稼働日及び稼働に当たっての留意事項について」（以下「業務課長内かん」と言います。）により、入力できないとされたところです。

つきましては、当該期間に受け付ける請求書等（業務課長内かんにより当該期間入力できないものに限ります。以下「入力不可請求書等」と言います。）の入力等の取扱いについては、下記のとおりとしますので、遺漏のないようお願いします。

記

1 入力できない期間の取扱い

入力不可請求書等は、平成22年12月27日付け基労補発1227第3号「労災保険関係の書類等のリスク評価に基づく対策の留意点について」の記の3の（2）のアに示されているとおり、受付の事跡を残した上で、所定の場所に保管すること。

2 入力できない期間終了後の取扱い

入力できない期間が終了した場合には、速やかに上記1の入力不可請求書等を漏れなく入力すること。